

高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ

令和5年8月31日

中央教育審議会初等中等教育分科会
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に
向けた学校教育の在り方に関する特別部会
高等学校教育の在り方ワーキンググループ

目次

はじめに	1
Ⅰ. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方	3
Ⅱ. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策	8
1. 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方：	
小規模校の教育条件の改善に向けて	8
2. 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方：	
生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて	14
3. 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推	
進： 全ての生徒の学びの充実に向けて	21
おわりに	28

はじめに

『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（令和３年１月中央教育審議会答申）においては、これからの高等学校教育の目指すべき姿として、社会の形成に主体的に参画するために必要な資質・能力を身に付けられるよう、初等中等教育段階最後の教育機関として、

- ・ 高等教育機関や実社会との接続機能を果たしていること
- ・ 生徒が自立した学習者として自己の将来のイメージを持ち、高い学習意欲を持って学びに向かっていること
- ・ 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びが実現されるとともに、STEAM 教育などの実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学びが提供されていること

などが掲げられ、スクール・ミッションの再定義やスクール・ポリシーの策定等が提言された。

高等学校は義務教育機関ではないものの、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっており、多様な入学動機や進路希望、学習経験など、様々な背景を持つ生徒が在籍し、高等学校の実態も多様化している。また、高等学校教育を取り巻く状況を見ると、産業構造や社会システムの「非連続的」とも言えるほどの急激な変化、選挙権年齢や成年年齢の 18 歳への引下げ、義務教育段階における不登校経験を有する生徒の増大などの変化が生じている。さらに、今後見込まれる 15 歳人口の減少によって、高等学校の維持が困難となる地域が全国的に更に多く発生することも見込まれる。

こうした点を踏まえつつ、これからの高等学校教育の在り方を検討し、高等学校において「令和の日本型学校教育」を構築するため、高等学校教育の在り方ワーキンググループにおいては、これまで 9 回の会議を開催し、

- ・ 高等学校教育の在り方（「多様性」と「共通性」の観点からの検討）
- ・ 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方
- ・ 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方
- ・ 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進

について、教育委員会・学校・生徒からヒアリングを行いつつ、議論を重ねてきた。今後もし引き続き、これからの高等学校教育の在り方について議論を深めていく必要があるが、その中で、直ちに対処すべき課題も明らかとなってきたところである。

このため、これまでの議論を踏まえ、委員間で一定の共通認識が得られ、速やかに取り

組むべきと考えられるものについては、本中間まとめにおいて、その具体的方策を提示することとする。

ここで示す具体的方策は、それぞれ、小規模校の教育条件の改善、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現、全ての生徒の学びの充実に向けて必要と考えられるものであり、これからの高等学校教育の在り方として、それぞれの方策を有効に活用しながら、多様な生徒が学ぶ高等学校において求められる「多様性への対応」と「共通性の確保」を果たしていくことが望まれる。そして、全ての生徒について、その可能性を引き出し、生徒の高等学校生活の満足度や充実度の向上、卒業後の豊かな人生や、生徒個人と社会全体の幸福度が高い状態（Well-being）を実現していくべきである。

本中間まとめを踏まえ、国、高等学校、教育委員会・学校法人等の高等学校の設置者、家庭、地元自治体、産業界、生徒への各種支援機関など、全ての関係者が連携・協働しながら、「生徒を主語にした」高等学校教育の真の実現に向けた取組が進められていくことが期待される。

I. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方

○ 今日、高等学校への進学率は約 99%¹に達し、それゆえ、高校生それぞれの有する入学動機や進路希望、興味・関心や学習経験、学習意欲、背景にある生活環境等は、非常に多様なものとなっている。また、その中には、中学校段階までで不登校経験を有する生徒や、特別な支援を必要とする生徒等も一定数在籍している。高等学校は、全日制・定時制・通信制といった課程や、普通教育を主とする学科・専門学科・総合学科といった学科等の制度上の別があるのみならず、こうした生徒の多様な状況を踏まえ、義務教育段階の学習内容が定着していない生徒を受け入れてその学び直しに取り組む学校や発展的な教育に取り組む学校など、教育の実態も地域・学校により大きく異なっている。

○ そうした状況を踏まえ、各高等学校において、生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」を図りつつ、高等学校教育の質の確保・向上を目指すに当たっては、義務教育において育成された資質・能力を更に発展させながら、全ての生徒がその後の進路にかかわらず、社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を併せて進めることが必要である。

(多様性への対応)

○ 「多様性への対応」として、最も重要なものの一つが、在籍する生徒の希望する進路の実現に必要な多様な学習機会の提供であると言える。

○ しかしながら、現状では、学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応しきれていない、若しくは潜在的なニーズを引き出せていないといった課題がある。また、各課程に関する制度等により、不登校経験など多様な背景を有する生徒の受け入れが特定の学校・課程に偏っていたり、生徒の在籍する学校・課程・学科により、その後の進路の固定化が生じやすかったりするといった課題もある。

○ こうした課題を解消するために、地理的状况や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても多様な学習ニーズに対応し、潜在的なニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができる

¹ 文部科学省「学校基本調査」 (別添参考資料集 P3)

ようにしていくべきである。そして、このための方策としては、教科・科目充実型の遠隔授業²や通信教育の活用、学校間連携等³の促進、家庭や地域、企業等の関係機関との連携・協働等が特に有効であると考えられることから、必要な体制・環境を整備しつつ、これらを一層進めていくことが重要であると考えられる。

(共通性の確保)

- 「共通性の確保」については、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）や学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）等の各種法令等により制度上一定程度その実現が図られている。すなわち、生徒が国家・社会の形成者として必要な資質・能力を着実に身に付けることができるよう、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等を育み、知・徳・体のバランスの取れた成長を図り、生涯にわたり学習する基盤が培われるように教育を行うこととしている。こうした点を確実なものとしていくことが全ての生徒の可能性を引き出すために必要であり、高等学校における共通命題となっている。
- また、平成 26 年 6 月の中央教育審議会の「初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～」においては、学校教育法等の法令を踏まえつつ、
 - ・ 社会・職業への円滑な移行に必要な力
 - ・ 市民性(市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など)を、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の重要な柱として特に重視していくべきとしている。
- この議論も踏まえつつ、平成 30 年に改訂された高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示第 68 号）の前文では、「幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等学校卒業以降の教育や職業、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、

² 高等学校段階の遠隔授業には「合同授業型」「教師支援型」「教科・科目充実型」の 3 類型があり、このうち、「教科・科目充実型」は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 88 条の 3 の規定に基づき、一定の要件の下、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を正規の授業として行うことができることとしているものである。本中間まとめにおける「遠隔授業」とは、「教科・科目充実型」の遠隔授業を指す。

³ 生徒が在籍する学校・課程の修了に必要な単位として、他の高等学校等での学習成果を算入可能とする学校間連携（学校教育法施行規則第 97 条第 1 項）、同一校内の異なる課程での学習成果を算入可能とする課程間併修（学校教育法施行規則第 97 条第 3 項）、定時制・通信制課程間でそれぞれの学習成果を相互に算入可能とする定通併修（高等学校通信教育規程（昭和 33 年文部省令第 32 号）第 12 条）がある。学校間連携・課程間併修は合計 36 単位の範囲内で単位認定が可能となっており、定通併修は上限単位数に定めない。

ここに高等学校学習指導要領を定める。」と高等学校教育の位置付けが明記されたところである。

- この学習指導要領の改訂と前後する形で、平成28年に選挙権年齢、令和4年に成年年齢が引き下げられ、生徒が高等学校在学中に成年に達して「大人」となり、親の同意を得ずとも、自身の意思決定で様々なことが可能となる権利と責任を有するようになった。これに伴い、高等学校の役割として、自己決定を行い、自分の人生をより良いものへと切り拓いていくことのできる自立した市民として、より良い社会の実現に主体的に参画しようとする資質・能力を育むことが一層強く期待されることとなっている。
- こうした動きは、生徒が学校で学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力について、特別活動を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて育むことを目指すキャリア教育とも、その方向性は同じであり、一人一人の生徒のキャリア発達を促すことが高等学校教育において一層求められる状況にあると捉えることもできる。
- また、生成AI等の急速な普及をはじめとして、デジタル技術が目まぐるしく発展し将来の予測が難しい社会において、これから生きる生徒には、社会における膨大な情報やあらゆる学問分野の中から好奇心を持って自分らしい問を見だし、その問を探究する中で新しい価値を生み出していくことが重要となる。そのためには、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値を創造する資質・能力を育むことがより一層期待されるようになっている。
- そのような今日の状況に鑑みれば、それぞれの高等学校において、多様な生徒の状況・地域の実情等を踏まえてスクール・ミッションやスクール・ポリシー⁴に則して特色ある取組を推進している中で、いずれの高等学校の、いずれの課程・学科にあっても、共通して取り組むべき特に重要なこととして、
 - ・ 自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力の育成
 - ・ 自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その問に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力の育成

⁴ 育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針

- ・ 自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力の育成
- ・ 義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、知・徳・体のバランスのとれた土台の形成

が挙げられる。

- そして、これらの力の育成が全ての高等学校において着実になされるよう、国や、教育委員会等の高等学校の設置者の取組の下、学習指導要領が掲げる理念の各高等学校への一層の浸透を図りつつ、これからの教育課程の在り方として、「総合的な探究の時間」を教育課程の基軸に据えながら、各教科・科目等の相互の関連を図る中で高等学校生活全体での学びの充実を図ることが今後特に重要である。

(期待される効果)

- 以上のようなことを通じて、多様な生徒が学ぶ高等学校において求められる「多様性への対応」と「共通性の確保」を果たしていくことにより、高等学校教育全体の一層の質の確保・向上、各高等学校のスクール・ミッションやスクール・ポリシーを踏まえた多様で特色ある教育活動の展開など、「生徒を主語にした」高等学校教育の真の実現が期待される。

- その上で、いずれの高等学校においても、全ての生徒の可能性を引き出し、生徒が、社会の一員となるための多様な資質・能力を身に付けた上で進学・就職など次のステップに移行することが可能となる教育システムを構築していくことが重要である。そのことが、生徒の高等学校生活の満足度や充実度の向上、卒業後の豊かな人生や、生徒個人と社会全体の幸福度が高い状態（Well-being）を実現することにつながる。結果として、保護者の教育に対する信頼を高め、それが社会の共通認識となっていくことで、子育てを行うにあたっての安心を提供し、少子化の歯止め策の一つともなり得るものと考えられる。

(留意すべき点)

- また、「多様性への対応」及び「共通性の確保」に各高等学校が取り組む上では、全国的な教育の水準の向上を担う国や、教育の実施主体である高等学校の設置者の取組の下、
 - ・ 高等学校がやるべきことの明確化や、多様な支援スタッフの充実等により学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化を図るなど、学校における働き方改革を総合的に推進すること

- ・ 管理職も含めた教師について、リスキリング等を通じた資質・能力の向上や体制・環境整備を推進すること
- ・ 高等学校入学者選抜の在り方や、高等学校教育に与える影響が大きい大学入学者選抜を改善すること

等を併せて進めていくことも重要である。

Ⅱ．各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

1．少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方：小規模校の教育条件の改善に

向けて

- 少子化の影響により、多くの地域で統廃合が進み、令和3年5月1日時点で、約63%の市区町村において公立高等学校の立地が0又は1となっている（0が約28%、1が約35%）⁵。今後も、15歳人口の減少は一層加速し、令和19年には令和5年の約108万人から約78万人（約28%減）になることがほぼ確実な状況⁶となっており、各都道府県において、公立高等学校の適正規模・適正配置に関する議論が一層加速することが見込まれる。
- 公立高等学校の適正規模・適正配置については、多様な人間関係の中で得られる学びなどを踏まえれば、一定の規模を確保することの意義は大きいとされてきたが、一方で、少子化が加速する中、生徒の通学可能な範囲を私立の高等学校の設置状況も踏まえて考慮し、適正配置を考えていくことも必要である。また、高等学校は地方創生の核となる存在であり、少子化が加速する地域においては、学校の存続は地域の存続にも関わる重要な課題ともなり得るものでもある。さらに、地域人材との交流や、小中学校や他の高等学校等との連携による、地域と密着した小規模校ならではの多様な人間関係の構築の在り方も考えられる。こうした観点から、都道府県が適正規模・適正配置に関する議論を行う中で、一定の小規模校について地域に残す必要がある場合に、小規模校のメリットを最大化するとともに、課題を最大限解消し、教育条件の改善につながる方策を国としても考えていくことが必要である。
- このため、遠隔授業の活用や学校間連携等の推進に取り組むべきである。これらは、生徒が履修できる教科・科目等の種類を増やし、生徒の多様な興味関心や進路希望に基づく多様な学習ニーズに応える上で有効なものである。また、複数の高等学校が都道府県や学校設置主体の別を超えて連携してそれぞれの生徒の興味関心に応じた多様な探究的な活動を実施するなど、一つの高等学校における対面授業では実現できない特色ある教育方法を展開する上でも効果的であり、少子化が加速する地域においてとりわけ重要なものである。加えて、教職員が自律的に他の高等学校等と連

⁵ 文部科学省「学校基本調査」（令和3年度）（別添参考資料集 P6）

⁶ 総務省「人口推計」（令和4年）（別添参考資料集 P5）

携・協働する際の有効な手段にもなり得るものである。

- 他方で、遠隔授業や学校間連携等について、授業時間や教育課程の不一致・体制上の課題等により、実施が難しい場合があるとの指摘もある。また、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対する遠隔授業については、同時双方向型を原則としつつ、当該生徒の病状や治療の状況等によっては、オンデマンド型が可能となるよう制度が改正され、令和5年度より施行されているところである。こうしたことを踏まえ、同時双方向型の遠隔授業やオンデマンド型の学習を可能とする通信教育の活用、学校間連携等の推進に向けて、高等学校教育の質の確保・向上やそれぞれの学校のスクール・ポリシー等に留意しつつ、必要な制度の見直しや、体制・環境の整備などの支援策を考える必要がある。

(遠隔授業における受信側の教室の体制)

- 教科・科目充実型の遠隔授業の実施に当たっては、指導や支援、机間指導、安全管理等を行う観点から、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないものの、原則として、受信側の教室に当該高等学校の教師を配置すべきことを求めている。他方で、こうした遠隔授業を行う必要性が特に高い中山間地域や離島等⁷に立地する小規模高等学校においては、多様な科目開設や習熟度別指導等を行い、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施しようとする場合、受信側の教室に教師を置くことが難しいこともあるといった課題がある。このため、文部科学省では、地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（CORE ハイスクール・ネットワーク構想）において、教師の配置に代えて、実習助手や学習支援員などの受信校の職員としての身分を有し、安全管理や学習支援等を行うことができる者の配置をすることを特例的に可能として、小規模校の受信側の体制の在り方に関する実証研究を実施している。
- この実証研究は令和5年度まで行われる予定であるが、これまでの研究結果からは、遠隔授業の受信側の教室の体制について、
 - ・ 生徒と授業者のコミュニケーションのフォローや生徒のサポート対応等は教師でないと難しく、多様な授業方法の展開や生徒の見取り支援等の観点からは教師が受信側に配置されることが望ましいこと
 - ・ 机間指導代行や機器の接続・トラブル対応等については実習助手や学習支援員など教師以外の当該高等学校の職員でも対応可能であること

⁷ 中山間地域や離島のほか、人口減少が著しい地域など。

等が分かっている。

- こうしたことを踏まえれば、受信側の教室の体制について、原則としては引き続き、教師を配置し、生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援が行われることが望ましいと言える。他方で、中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校においては、多様な科目開設や習熟度別指導等を行い、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施する際に、当該高等学校に配置されている教師の数等の事情により受信側の教室に教師を常時配置することが困難な場合がある。このような場合で、かつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、教師の配置要件を弾力化していくことも必要である。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めるべきである。なお、このことは、小規模高等学校の課題解決に留まらず、不登校生徒を対象とした教室外での学び保障の方策としても必要となる条件整備であると考えられる。

- さらに、小規模高等学校の中には、当該高等学校に配置されている教職員の数等の事情により、受信側の教室に、教師はもとより職員を常時配置することも難しい場合があるといった指摘がある。このため、受信側の教室における教師や、教師に代わる職員の具体的な配置の在り方について、常駐せずとも、配信側の教師の授業の運営上に差し支えなく、かつ、受信側の教室において生徒の安全管理上の方策を十分にとることができる配置が可能かどうか、検討すべきである。

(遠隔授業における対面授業)

- また、教科・科目充実型の遠隔授業では、履修する各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上(各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上)の配信側の教師による対面授業が必要となっている。一方、この要件について、配信側から受信校までの距離が遠いことにより、配信側の教師が一つの受信校への移動に数日を費やし、その間の他校への授業配信ができなくなるなど、出張負担が大きく、実施に支障が生じる場合もあることが指摘されている。
- 対面授業については、生徒との関係性の構築や実験・実技指導等の実施のために必要であることから、年間2単位時間以上(各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上)を実施するという原則は引き続き維持することが適当と考えられる。一方で、配信側から受信校の距離が遠いことで出張負担が大き

く、中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校における多様な科目開設を妨げてしまっている状況においては、その特殊性を踏まえつつ、教育上の支障がないと考えられる場合に、一定の基準の下、対面授業の要件を弾力化していくことも必要である。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めるべきである。

（遠隔授業における配信方式）

- また、遠隔授業には、学校間で連携する形で実施している都道府県や、配信センターを置いて各学校に配信する形で実施している都道府県があるが、学校間で連携する形においては、両校での時程の統一や配信側の教師の負担等を考慮する必要があることから、配信センターから配信する方式の方が円滑に実施しやすいとの意見が実証研究の中で多く出ている。他方で、配信センターの設置・運営に当たっては相応の体制・環境整備が必要となる。このため、国において、配信センターの設置・運営に関する財政的な支援を行っていくべきである。

（通信教育の活用）

- このほか、学校間連携の制度を活用した「地域留学」に挑戦する生徒については、在籍校と留学先校の教育課程の差異に伴い、一部の教科・科目の履修の機会を特別に確保する必要がある場合があるが、そのような生徒の個別の学習ニーズに対応するために教科・科目充実型の遠隔授業を実施しようとする、配信側の教師の予定と受信校の予定を合わせることが困難な場合も多いことが指摘されている⁸。こうしたことを踏まえ、高等学校が、学校間連携による「地域留学」をはじめとする生徒の多様な学びを後押しする観点からも、対面授業や同時双方向型の遠隔授業と比較して教育の質の確保が十分に担保されている限り、生徒が有する特別の事情に応じてオンデマンド型の学習を可能とする通信教育を認めていくことも必要である。

（留意すべき点）

- 遠隔授業や通信教育の活用により、小規模校の課題等を最大限解消し、多様な学習ニーズへ対応していくことが望まれるが、その際に、対面授業と比較して教育の質の確保ができていないかを十分に留意しながら進める必要がある。また、遠隔授業や通信教育の活用は、生徒の履修の選択肢を増やし、もって、当該生徒の幅広い進路選択を

⁸ こうした事例については、高等学校学習指導要領解説第5章2（1）にある「転学など特別の事情がある場合」の一つとして、卒業までに修得させる各教科・科目について、その履修や修得について弾力的な取扱いができるような配慮をしておくことも大切である。

実現することを目的とするものであり、これらを学校の統廃合や教師の数の合理化の手段として捉え、教育の質の低下を招くようなことは、決してあってはならない。

(スクール・ミッション、スクール・ポリシーを踏まえた学校の特色化・魅力化)

- また、少子化が加速する地域における高等学校の在り方を考える上で大切なことは、生徒の教育条件の改善という視点である。既存の学校やその在り方をそのまま残そうとするのではなく、今ある学校がスクール・ミッションを実現できているかどうかや、生徒のニーズ、希望する進路等も踏まえながらスクール・ポリシーを検討し、当該スクール・ポリシーに対応した教育を提供できるよう条件を整備していくことを通じて、生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化を進め、生徒の学習意欲を高めていくことが必要である。

(指導側の体制・環境の整備)

- その際、例えば、都道府県と市町村が連携協力して学校を運営していくことや、国立・公立・私立の別を超えた異なる学校設置者間での連携協力、小中学校等との連携・一貫した教育を進めていくことが有効である場合もあることから、そうした在り方についても検討していくことが必要である。
- また、小規模校は配置できる教職員の数が限られているため、地域との協働や他校との連携を行い、生徒が地域に根差した学校において成長できるよう、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入やコーディネーター等の専門的な人材の配置など、体制・環境を整備していくべきである。

<具体的方策>

(遠隔授業における受信側の教室の体制に係る要件の弾力化)

- 教科・科目充実型の遠隔授業における受信側の教室の体制について、学校は、教師を配置して生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援をすることが望ましいため、この原則は引き続き堅持する必要がある。他方で、中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校において、多様な科目開設や習熟度別指導等を行い、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施する際に、当該高等学校に配置されている教師の数等の事情により受信側の教室に教師を常時配置することが困難であり、かつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、教師に代えて職員を配置することが可能となるよう、国において、この要件の弾力化を行うべきである。そのための具体的な基

準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めることが求められる。また、国は、受信側の教室における教師や教師に代わる職員の配置について、常駐以外の方法により、配信側教師の授業運営や受信側の教室の生徒の安全管理上問題のない配置が可能かどうか実証研究を行い、その結果を踏まえ、必要な取組を行うべきである。

(遠隔授業における対面授業に係る要件の弾力化)

- 教科・科目充実型の遠隔授業の実施に当たり必要な対面授業について、生徒との関係性の構築や実験・実技等の実施のために必要であることから、学校は、年間2単位時間以上（各教科・科目等の単位数を1単位と定めている場合には年間1単位時間以上）を実施するという原則は引き続き堅持する必要がある。他方で、受信校が離島・中山間地域に立地する等の事情により、配信側から受信校の距離が遠いことで出張負担が過度に大きく、遠隔授業による多様な科目開設を妨げてしまっている状況においては、その特殊性を踏まえつつ、受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容、配信側教師による当該生徒の指導歴等に照らして教育上支障がないと考えられる場合には、一定の基準の下、当該教科・科目の単位数にかかわらず対面授業を年間1単位時間以上とすることも可能となるよう、国において要件の弾力化を行うべきである。そのための具体的な基準については、対面授業と比較して教育の質の確保を図ることに留意しつつ、国において定めることが求められる。

(配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進)

- 遠隔授業や通信教育を活用した積極的な学校間連携等のネットワークを構築するための配信センターについて、国において連絡調整・支援スタッフの配置等の体制整備や機材等の環境整備に向けた支援を行うことが求められる。これにより、原籍校で開講されない科目の履修など生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応するための遠隔授業や学校間連携等の優良事例を創出し、その普及を図るべきである。

(通信教育の活用に向けた制度改正)

- 国内の他の高等学校に一定の期間留学することにより特定の科目を履修する機会を特別に設ける必要がある生徒など、特別の事情を有する生徒を対象に、全日制・定時制課程においても、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育が活用可能となるよう、国において制度改正を行うことが求められる。

(スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校の特色化・魅力化)

- 国において、スクール・ミッション、スクール・ポリシーの策定・運用状況を確認し、実効性あるものとなるよう、不断の改善などの働きかけを行う必要がある。その際、卒業認定や単位認定の要件等、生徒の学びに係る学内の規程についても適切に見直しを図り、生徒や入学志願者などの学校内外の関係者がその内容を把握できるようにしておく必要がある旨を周知するべきである。また、普通科改革など、各学校の特色化・魅力化を引き続き進め、生徒にとって魅力的な学校づくりを支援することが求められる。

(都道府県と市町村の連携・協力による学校運営)

- 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営について、国において、各地方公共団体のニーズを聴き取りながら、その実現に向けて取り得る方策について整理を進めるべきである。

(地域や学校を越えた生徒同士の学びのプラットフォームの構築)

- 小規模校の生徒や特別支援学校の生徒等が、総合的な探究の時間等において、地域や学校を超えてつながり、同じ志を持っている同世代から学ぶといったことを可能とするプラットフォームを国において構築することが求められる。

(学校と地域社会の連携・協働の推進)

- 課程・学科の特質や各学校の特色を踏まえつつ、高等学校と家庭や地域、企業等の関係機関が連携・協働し、社会全体で生徒の成長を支える環境を整備するため、国は、高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入、地域学校協働活動推進員等の配置を促進するべきである。

(学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援)

- 国は、学校における働き方改革を進め、必要な業務を精選するとともに、高等学校の魅力化・特色化に当たり学校と外部資源との連携・協働等を学校の中核となって担うようなコーディネーター等の専門人材の配置拡充に向けた支援を行うべきである。

2. 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方：生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で

質の高い学びの実現に向けて

- 近年、不登校児童生徒数は義務教育段階を中心に大幅に増加し続けており、令和3年度時点で小・中・高等学校で合わせて約30万人に上り過去最多となる⁹など、喫緊の課題となっている。うち高等学校段階について、不登校・中途退学率の推移を見ると、おおむね横ばい¹⁰となっているものの、通信制課程に在籍する生徒数は近年大幅に増加¹¹しており、通信制課程が不登校経験など多様な背景を有する生徒の受け皿になっている状況にある。
- 一方で、公立の高等学校については、令和6年度までに全学年で1人1台端末環境整備が完了予定であり、同時双方向型のメディア活用も普及している状況にある。また、小中学校で1人1台端末環境を当たり前のものとして過ごした生徒たちが高等学校に進学しつつあり、こうした生徒たちが高等学校に進学してICT活用の不十分さに戸惑わないようにすべきである。このため、学習基盤として重要な1人1台端末環境の整備とあわせて、全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、ICTの活用等により、多様な生徒に対してきめ細かく支援し、いつでも・どこでも・どのようにでも学ぶことが等しく認められるようにするなど、それぞれの生徒の状況に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現を目指していくことが重要である。

(全日制・定時制課程の在り方)

- こうした点を踏まえ、まず、全日制・定時制課程においては、多様な生徒が現籍校での学びを継続しながら、多様な学びを実現し、必要な資質・能力を身に付けて卒業することができるよう、
 - ・ 義務教育段階で受けられていた心理的・福祉的支援をはじめとする各種支援を高等学校においても受けられるようにすること
 - ・ 不登校生徒について支援の継続性の観点から、中学校と高等学校の接続・連携を推進すること
 - ・ 中学校において不登校経験を有する生徒を含む全ての生徒に対して進路について選択肢を情報提供するとともに、当該生徒の意欲・能力を入学者選抜において適

⁹ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 (別添参考資料集 P18,19)

¹⁰ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 (別添参考資料集 P19,20)

¹¹ 文部科学省「学校基本調査」 (別添参考資料集 P17)

切に評価していくこと¹²

- ・ 過度に授業への出席日数の要件のみに縛られないようにして履修・修得を認めていくこと
 - ・ 通信の方法を用いる不登校特例制度をより活用しやすい仕組みに変えること
 - ・ 特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置を促進すること
 - ・ 学校内で安心して学ぶことのできる校内教育支援センター¹³の設置を促進すること
 - ・ 学校間連携等を促進していくこと
 - ・ ICT 活用の体制・環境を整備していくこと
 - ・ 生徒一人一人の成長の個性を大切にし、先入観や学校・課程の枠にとらわれず、校内外との連携により教育内容を充実させていくこと
- などを考えていくことが重要である。

○ また、不登校生徒が柔軟に学びを継続できるよう、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置を促進するとともに、学びの多様化学校での優れた取組や不登校生徒への支援のノウハウを他の高等学校に広げていくことが望ましい。

○ 不登校生徒の支援には孤立感をもつ保護者の心情への共感と支援が欠かせない。不登校生徒の保護者同士の繋がりや経験交流の機会を作り、学校の取組への理解と協力関係を創り上げることが求められる。また、教育支援センターの機能強化を図るとともに、校内教育支援センターや校内フリースクールといった機能をもつ多様な居場所づくりを、教育委員会等の高等学校の設置者の取組の下、地域や NPO 法人等の力も得ながら推進する必要がある。そうした場所での学びの支援や学習成果の評価を積極的に行う必要がある。

（通信制課程の在り方）

○ 通信制課程については、生徒がその後の進路にかかわらず、自立した学習者として

¹² 高等学校入学者選抜において、調査書に出欠の記録欄を設けない都道府県や、学力検査も調査書の提出も求めない選抜を実施し、不登校経験を有する生徒を積極的に評価する選考基準を設けている学校もある。

¹³ 登校することはできるものの教室に入ることに抵抗がある生徒や、一時的に気持ちを落ち着かせたくなった生徒等が利用し、相談支援や自らのペースに合わせた学習支援を受けることができるような学校内の空間を指す。

社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を身に付けられるよう、必要な支援体制を整えていくとともに、全日制・定時制課程に比較して少ない登校回数下で、生徒が人間関係を築きながら、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働する機会を充実させていくことが重要である。これは、通信制課程は勤労青年に高等学校教育の機会を提供することを目的として制度化されたものであるため、自宅等で自立して学習することが前提となっているが、現状は大きく異なり、実際は勤労青年だけでなく、多様な課題を抱える生徒が多く在籍している状況にあるからである。

- この点、通信制課程は、現状、多様な生徒の学びに対するセーフティネットになっていると考えられ、実際、不登校経験を有する生徒や特別な支援を必要とする生徒など、多様な背景を有する生徒に対して手厚い支援を行っている学校もある。他方、違法・不適切な学校運営や教育活動が指摘されている通信制高等学校の例も一部に存在するため、令和4年8月の『『令和の日本型学校教育』の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）』を踏まえ、引き続き、質の確保・向上を図っていくことも必要である。
- 加えて、通信制課程に在籍する生徒数は、私立において大幅に増加する一方で、公立においては減少傾向にある¹⁴が、公立の通信制の高等学校は、特に経済的な面にも課題を抱える生徒にとって重要な教育機関であることから、一層の魅力向上・機能強化を図っていく必要がある。また、中学校等の教職員や生徒・保護者等が通信制課程の制度や特徴などを正しく理解できるように国などが責任をもって分かりやすく情報を発信していくとともに、不登校経験を有する生徒が高等学校に進学した後の見通しを持てるよう、不登校の生徒本人に対する継続的な実態調査を行っていくことも重要である。

（学校間連携等の推進）

- さらに、こうした各学校・課程の枠や地理的状况に関わらず、生徒が多様な学びを選択できるようにするための方策として、学校間連携等を推進することも重要である。例えば、生徒がある高等学校に籍を置きながら、他校・他課程・他学科で開講されている単位をオンラインも活用しながら履修するという学び方も考えられる。このように、誰一人取り残さず、生徒の状況に柔軟に対応できる教育課程を提供していくことができるような環境を整えていくべきである。

¹⁴ 文部科学省「学校基本調査」（別添参考資料集 P17）

- また、同年齢の生徒でも学習状況は非常に多様であり、こうした多様な生徒の状況に応じてできるかぎり柔軟に対応できるようにし、学校間連携等を推進するために、学期ごとの単位認定への移行や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行への取組を更に進めていくことも有効と考えられる。

（通級指導）

- 加えて、中学校段階において特別支援学級に通っていた生徒のうち半数以上が高等学校や中等教育学校後期課程等に進学¹⁵しており、また、通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする生徒が在籍していることが明らかになっている¹⁶中、高等学校段階での通級指導の普及や特別支援教育の知見を有する人材の配置が求められている。このため、令和5年3月13日の「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」を踏まえ、通級指導を受ける生徒にとって効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けた支援を行いつつ、専門家の活用や特別支援教育支援員の配置も含め、校内支援体制の充実を図るべきである。

（日本語指導）

- また、今後、少子化等により国内の人材が不足し、在留する外国人が更に増加していくことが予想される中、日本語指導が必要な生徒等が一層増える可能性もある。このような状況を踏まえ、日本語指導に関わる体制の総合的な整備等も更に進めていくべきである。その際、日本語指導に留まらず、日本での生活上の課題や不安等の解消を支援する仕組みを、地域の支援機関と連携して充実させていくことも求められている。

（学校と地域社会の連携・協働）

- なお、全てのニーズに対し学校だけで応えていくことには限界もあり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入やコーディネーターの配置を推進するなど、地域社会と学校が連携・協働して生徒の成長を育んでいくべきである。

<具体的方策>

（全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保）

- 全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保に向けて、国は、不登校

¹⁵ 文部科学省「学校基本調査」（令和4年度）（別添参考資料集 P26）

¹⁶ 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和4年）（別添参考資料集 P25）

生徒が自宅等から高等学校の同時双方向型の遠隔授業を受講すること、現行制度上は高等学校が文部科学大臣による学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）としての指定を受けることで活用できる、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育について、指定を受けずとも活用することを、合計３６単位の範囲内において可能とするために必要な制度改革を行うことが求められる。

- 国においては、不登校傾向のため、授業時数の３分の２以上の出席など、多くの学校において慣例として定められている単位認定の際の出席要件を生徒が満たせなかった場合でも、学校が一人一人の実情に応じて柔軟に履修・修得を認める運用となるよう、上記制度改革の周知と併せて促す必要がある。
- あわせて、ICT やオンラインを活用した効果的な支援を進めていくために、国において、機材整備や支援スタッフの配置など、体制・環境整備に向けた支援を行うとともに、柔軟で質の高い学びの普及を図るため、モデルとなる優良事例を創出・発信するべきである。
- 不登校生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置について、国において促進していくことが求められる。その際、設置者による申請の簡略化を促進するべきである。
- 教育支援センターの機能強化や、学校内で安心して学ぶことのできる校内教育支援センターの設置促進について、国において取り組んでいくことが求められる。

- 中学校段階で不登校経験を有する生徒が、欠席日数や内申点にかかわらず、安心して高等学校に進学することができるよう、国は、中学校等において自宅等における学習成果の成績への反映を促す制度改革を進めるべきである。また、高等学校入学者選抜についても、在籍する学校における出席の状況のみをもって不利益な取扱い（例えば、欠席日数のみをもって出願を制限する等）を行わず、不登校経験を有する生徒の高等学校で学ぶ意欲・能力を適切に評価するよう実施者に対して配慮を促すべきである。

（通信制課程における優良事例の創出等）

- 国においては、通信制課程について、引き続き質の確保・向上を図るとともに、全日制・定時制課程に比較して少ない登校回数下で、人間関係を構築しながら、自分の

よさや可能性を認識し、多様な人々と協働する環境を整えるために、モデルとなる優良事例の創出・発信を行うとともに、心理的・福祉的支援やキャリア支援の在り方に関する調査研究を行うことが求められる。

（通信制課程に係る情報発信）

- 中学校等の教師や生徒・保護者等が通信制課程の制度や特徴等を正しく理解できるよう、文部科学省のＨＰ等において、係る情報の記載の充実を図る必要がある。

（継続的な実態調査）

- 不登校経験を有する生徒が高等学校に進学した後の見通しを持てるよう、国において、不登校の生徒本人に対する継続的な実態調査を実施するべきである。

（心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等）

- 国においては、多様な背景を有する生徒に対して切れ目無く支援できる体制を構築するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実に取り組むとともに、研修プログラム・教材作成支援等を通じて心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成を行うことが求められる。

（公立の通信制高等学校等の機能強化、学校間連携等の促進）

- 公立の通信制高等学校等を機能強化し、域内の中心拠点・配信センターとして、遠隔授業や通信教育を活用した積極的な学校間連携等のネットワークを構築するモデルの創出に向けて、国において、機材整備や連絡調整・支援スタッフの配置など体制・環境整備に向けた支援を行うことが求められる。これにより、原籍校において安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、原籍校で開講されない科目の履修など生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応する学校間連携等の優良事例を創出し、その普及を図るべきである。その際、あわせて、学校間連携等に取り組む上で有効な、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行の在り方についても調査研究を行う必要がある。

（通級指導に向けた体制整備）

- 国においては、通級指導を受ける生徒にとって効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築を行い、これの全国的な普及を図りつつ、校内支援体制の充実に向けて、教職員の配置を含む指導体制等の在り方の検討を進めることが求められる。

(日本語指導に向けた体制整備)

- 高等学校等がNPO法人や企業等の地域の関係団体等と連携し、外国につながる生徒等に対して日本語指導や各種支援を実施する際、引き続き国において支援を実施し、母語支援員の配置など総合的な体制の整備を一層進めることが求められる。

(学校と地域社会の連携・協働の推進)

- 課程・学科の特質や各学校の特色を踏まえつつ、高等学校と家庭や地域、企業等の関係機関が連携・協働し、社会全体で生徒の成長を支える環境を整備するため、国は、高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入、地域学校協働活動推進員等の配置を促進すべきである。【再掲】

3. 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進：全ての生徒

の学びの充実に向けて

- 高等学校では、平日・休日ともに、約3割の生徒が家や塾で学習を「しない」と回答¹⁷している状況にあり、学校での学び・授業の満足度・理解度についても、中学生以降、学年が上がるとともに低下傾向¹⁸にある。
- また、日本の生徒は、「自らの参加により社会現象が変えられるかもしれない」、「自分で国や社会を変えられると思う」という意識や、「社会課題について、家族や友人など周りの人と積極的に議論している」という割合が国際的に低くなっている¹⁹との課題もある。
- さらに、学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科

¹⁷ 文部科学省・厚生労働省「第18回21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」（令和2年）（別添参考資料集P43）

¹⁸ 文部科学省・厚生労働省「第17回21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」（令和元年）（別添参考資料集P44）

¹⁹ （公財）日本財団「18歳意識調査 第46回『国や社会に対する意識（6カ国調査）』」（令和4年）（別添参考資料集P45）

等横断的な学習を充実していく必要²⁰があり、企業も、「主体性」、「課題設定・解決能力」、「文系・理系の枠を超えた知識・教養」など、探究的な学びや文理横断型のリベラルアーツ教育を学校に求めていることがアンケートからうかがえる²¹。一方で、約3分の2の高等学校においては、大学入学者選抜を見据えて文系・理系のコース分けを実施しており、2年次以降、特定の教科について十分に学習しない傾向²²があるとの指摘もある。また、現在、大学等においては、自然科学（理系）分野など、成長分野への再編が進められているところであるが、一方で、高等学校における文理選択において理系を選択する生徒が少ないとの調査結果²³もある。

- 加えて、生徒の資質・能力は可塑性に富むものであるにもかかわらず、生徒が高等学校入学の段階で、高等学校の入試難易度や属性、これらに対する大人の価値観などに影響を受けて自身を評価してしまっているとの指摘もある。
- こうした課題を踏まえれば、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却し、生徒が試行錯誤しながらチャレンジできる機会を増やすことを通じて、生徒の自己肯定感を育んでいくことが重要である。同時に、生徒が各教科・科目への関心を深め、高い意欲を持って学習し、自身の可能性や能力を最大限伸長できるよう、社会との連携・協働等により、社会に開かれた教育課程を実現していくことや、各教科等の学びを豊かなものとしつつ、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学び・実践的な学びを推進していくことが必要である。

（教育課程の在り方）

- これについては、先進的に取り組んでいる事例も存在するが、そうした意欲的な実践をいかに全国的なものとして広げていくかが課題となる。現状、総合的な探究の時間について、高等学校学習指導要領で示されている理念等が正しく理解されていなかったり、大学入学者選抜の出題教科・科目の学習が中心となっているために意欲的に取り組まれていなかったりするとの指摘がある。また、総合的な探究の時間を中心

²⁰ 高等学校学習指導要領（平成30年告示） 第1章総則第2款 教育課程の編成

²¹ 一般社団法人 日本経済団体連合会「採用と大学改革への期待に関するアンケート結果」（別添参考資料集 P47）

²² 国立教育政策研究所「中学校・高等学校における理系選択に関する研究最終報告書」（2013年3月）（別添参考資料集 P46）

²³ 国立教育政策研究所「中学校・高等学校における理系選択に関する研究最終報告書」（2013年3月）（別添参考資料集 P46）

とした探究活動を、学校側や他者から与えられたテーマに関する調べ学習に陥らせず、生徒の主体性や興味・関心を十分に引き出しながら、「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成する」という目標の達成に、着実につなげていくための支援も必要である。

- Ⅰ. において、いずれの高等学校の、いずれの課程・学科にあっても、共通して取り組むべき特に重要なこととして示した力の育成について、全ての高等学校において着実になされることが重要である。このため、学習指導要領の理念の各高等学校への一層の浸透を図りつつ、これからの教育課程の在り方として、
- ・ 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に社会に関わったり、自ら学びを調整したり自己決定したりする場面を積極的に取り入れていくこと
 - ・ 生徒が各教科等の学びで習得した資質・能力を相互に関連付け、生かしながら、実りある探究活動を進めることができるよう、「総合的な探究の時間」を教育課程の基軸に据えてカリキュラム・マネジメントを行い、各教科・科目との相互作用を強めていくこと
- 等により、各教科等における学びの充実を図ることが今後特に必要である。

(指導側の体制・環境の整備等)

- こうした学びの充実に向けては、指導側の体制・環境整備が特に重要となってくる。各学校におけるカリキュラムの開発、専門的な人材との連携・調整等にあたっては、教職員の負担が増加しがちとなり、また、小規模校においては、配置される教職員の数が少ないことから、生徒の多様な問題関心に沿った探究活動を支援することが難しい場合がある。
- また、それぞれの教師には、生徒の探究的な学びを促進し、深めるための方法を積極的に学び、実践していくことも求められる。このため、教師自らが探究心を持ち、授業における探究的な学びをデザインしていくことが可能となるよう、教員養成段階を含めた継続的な学びの契機と機会を提供することが重要である。現在、様々な業種におけるリスクリングが話題になっているが、教師も同様であり、ICT 活用や総合的な探究の時間の設計、カリキュラム・マネジメント等について学ぶ機会を整えていくことが重要である。また、こうした学びを可能とするために、全ての教師に対して、校務のデジタル化等の学校 DX の推進をはじめとする働き方改革等を進め、その資質・能力の向上につなげられる環境を構築していくべきである。

- 同時に、そうした各教師の学びを礎としつつ、各高等学校の中において、教師同士がカリキュラム開発や授業改善についての対話を重ね、次の実践につなげていけるような学びのコミュニティが形成されていくことが望ましい。
- また、社会とつながる多様な学びを実現するためには、学校間の連携・協働やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入、連携を担うコーディネーターの配置を推進しながら、国内外の関係機関とも連携・協働した教育活動を展開していくべきである。その際、学校運営協議会の設置と、高等学校・地方公共団体・産業界・高等教育機関・NPO 法人等の連携・協働体制（コンソーシアム）の構築とを、有機的に連携を図りながら推進することが効果的である。
- 職業教育を主とする学科を置く高等学校（以下「専門高校」という。）においても、最先端の職業教育を実践するために、地域産業界や地元自治体と一体となった社会に開かれた教育課程を推進することが重要である。具体的には、企業等の人材が専門高校での教育・運営に参画して、産業界と専門高校が一体となった教育課程の刷新・実践を行い、地域を支える最先端の職業人材の持続的な育成を行うことによって、ひいては、地域産業界の活性化へと繋がっていくことが期待される。このため、産業界と専門高校の連携・協働の強化を図り、こうした取組が全国的に広がるよう推進していくべきである。加えて、専門高校を卒業した後に大学等に進学する生徒も少なくない²⁴が、大学進学希望者向けの科目が開設されていない学校もあることから、学校間連携等により、これの解消を図っていくべきである。また、高等教育機関との連携を進めるなどしてその協力も得ながら、教育内容の高度化や、大学・専門学校等への進学を希望する生徒への支援充実を図っていくべきである。
- また、これからの日本社会の在り様が大きく変化していくことが指摘されている中、教育界全体の構造改革が求められており、産業界からも、学校において探究的な学びや文理横断型のリベラルアーツ教育を行っていくことが期待されている。高等学校においてこれに応えて探究・文理横断・実践的な学びの充実を図っていく際、高等学校段階までに身に付けた力を大学で発展・向上させるという高大接続の趣旨から、今後も、大学入学者選抜の改善について一体的に取り組んでいく必要がある。これまでに実施してきている「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する大学入学共通テストの実施や、各大学が実施する個別選抜の改善等について、引き続き取り組んでいくべきである。

²⁴ 文部科学省「学校基本調査」（別添参考資料集 P40）

- 以上のような取組を通じて、生徒の可能性・能力を最大限伸長するとともに、将来の自らの在り方や、自らと社会との関わり方を展望する意識を養い、どのような場にあっても、生徒が周囲の課題を解決したり、社会の発展に力を尽くしたりするために柔軟かつ多様なアプローチで主体的に取り組むことを可能としていくべきである。また、過疎・中山間地域、離島地域であることなどの地理的な条件や、進学した高等学校の課程や学科等の特性等によって生徒の進路が過度に固定化されることなく、「生徒を主語」にして、自身の希望に沿った進路を選択できるよう支援していくことが必要である。

< 具体的方策 >

（普通科改革の推進、コーディネーターの配置支援）

- 探究的な学び・STEAM 教育等の文理横断的な学び・実践的な学びの推進と、これによる高等学校の特色化・魅力化につながる有効な普通科改革を進めるため、新しい普通科の設置に当たって義務化されている関係機関等との連携協力体制の整備や、配置が努力義務化されているコーディネーターの配置支援を国において行うことが求められる。加えて、そのコーディネーターについて、育成や活用を支援するための全国プラットフォーム構築を引き続き進めるべきである。

（国際的な教育を行う高等学校の整備推進・運営支援）

- 国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決や学術的な問いに向き合う探究的な学びを推進するため、グローバル人材育成に資する拠点校の整備など国際的な教育を行う高等学校の整備推進・運営支援を国において行うべきである。

（理数系教育の更なる充実）

- 理数系教育における探究的な学びについては、これまでもスーパーサイエンスハイスクール（SSH）における取組を進め一定の成果を上げてきているが、こうした取組を更に充実させ、高等学校段階における生徒の理数系教育への興味・関心をより一層高めていく必要がある。

（産業界等と専門高校の連携・協働の強化）

- 専門高校において、企業等の外部の方が学校運営に参画し、教育界と産業界等をつなぐ役割を持った人材が伴走しながら、協働して社会に開かれた教育課程を実現す

る取組について、優良な先進事例を発信するとともに、産業界等と専門高校の連携・協働の強化を図り、こうした取組の横展開に向けた支援を国において行う必要がある。

（学校における働き方改革の推進）

- 教師が本務に集中できるよう、学校・教師が担う業務の役割分担・適正化を図るため、多様な支援スタッフの充実、校務のデジタル化等の学校 DX の推進をはじめとする ICT 環境の整備、学校向け調査の削減・効率化など学校における働き方改革を国において総合的に進めることが求められる。また、各高等学校においては、ともすれば肥大化しがちな教育活動や業務内容について、スクール・ポリシーを基準にして精選・重点化を図ることが期待される。

（教師の資質・能力の向上）

- 教師が効果的・効率的に研修を受講できるよう、国において、多様な主体がオンライン研修コンテンツを開発する取組を支援するべきである。その際、喫緊の教育課題に対応する研修コンテンツや、キャリアステージに応じて校務分掌を担う教師に対して、その職務を行うために必要な研修コンテンツ開発支援を行う必要がある。また、教師自らの課題を探究する力や、探究的な学びをデザインし、マネジメントする力の育成に向けて、国と教育委員会や大学等が連携し、教師が自ら問いを立て、協働的に探究する探究型の研修の開発を行い、教育委員会が研修を実施する際に活用できるよう普及することが求められる。

（大学入学者選抜の改善）

- 大学入学者選抜において、入学志願者の思考力・判断力・表現力等を適切に評価するなど、学力の3要素の多面的・総合的な評価への速やかな改善を促すため、国において必要な取組を進めるべきである。大学・学部のアドミッションポリシーに基づき、入学後の学修に必要となる能力・適性等をできるだけ正確に判定することができるよう、大学入学者選抜の在り方を適切に見直す必要があることについて国から大学に対して効果的に促すことが求められる。その際、文理横断的な学びを進める観点から、高等学校段階における取組と併せて、人文・社会科学系における理系科目や、自然科学系における文系科目の設定といった、大学入学者選抜における出題科目の見直し等も促進する必要がある。また、高等学校段階からの大学の教育課程の先取り履修や、当該先取り履修の大学入学後の単位認定、大学と連携した探究活動など、高等学校教育と大学教育の連携を推進していくことも重要である。

(学校と地域社会の連携・協働の推進)

- 課程・学科の特質や各学校の特色を踏まえつつ、高等学校と家庭や地域、企業等の関係機関が連携・協働し、社会全体で生徒の成長を支える環境を整備するため、国は、高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入、地域学校協働活動推進員等の配置を促進するべきである。【再掲】

(公立の通信制高等学校等の機能強化、学校間連携等の促進)

- 公立の通信制高等学校等を機能強化し、域内の中心拠点・配信センターとして、遠隔授業や通信教育を活用した積極的な学校間連携等のネットワークを構築するモデルの創出に向けて、国において、機材整備や連絡調整・支援スタッフの配置など体制・環境整備に向けた支援を行うことが求められる。これにより、原籍校において安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、原籍校で開講されない科目の履修など生徒の多様な学習ニーズに幅広く対応する学校間連携等の優良事例を創出し、その普及を図るべきである。その際、あわせて、学校間連携等に取り組む上で有効な、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行の在り方についても調査研究を行う必要がある。【再掲】

おわりに

Ⅱ．に掲げた具体的方策については速やかに必要な取組が行われることが望まれるが、今後更なる検討を要する論点も、引き続き存在する。高等学校学習指導要領の前文では、これからの学校について、「一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」とある。各高等学校が、教育活動を通じてこの理念を体現していくことができるよう、今後どのような取組を進めていくべきか、引き続き議論を深めていくことが必要である。

また、以下の項目についても継続的な検討が求められ、これらを含めたこれからの高等学校教育の在り方について、議論を続けていくことが必要である。

- ・ 生徒の多様な学習ニーズに応えるための遠隔授業配信センターの体制等の在り方について
- ・ 全日制・定時制・通信制という課程の区分に関して、実態等も踏まえた、その在り方の見直しについて
- ・ いずれの高等学校においても、全ての生徒の可能性を引き出し、生徒が、社会の一員となるための多様な資質・能力を身に付けた上で次のステップに移行することが可能となる教育システムを一層構築するために、必要な取組とその支援の在り方について
- ・ 「総合的な探究の時間」を教育課程の基軸に据えながら各教科等における学びを充実させるとともに、文理横断的な学びや実践的な学びを一層進める上で必要な体制・環境について
- ・ 次期高等学校学習指導要領に関して、内容をおおむね堅持しながら学校現場への浸透に時間をかけていくべきとの意見や、「総合的な探究の時間」を教育課程の基軸に据えながら、各教科・科目等の相互の関連を図る中で高等学校生活全体での学びの充実を図ることを徹底していくべきとの意見、一人一人の「よさを徹底して伸ばす」在り方としていくべきとの意見、全ての通信制の高等学校において人間関係を構築しながら、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働する上で望ましい在り方としていくべきとの意見等も踏まえた、今後の望ましい在り方について
- ・ 高等学校がやるべきことの整理・明確化、学校における働き方改革の推進や、教職員の配置を含む高等学校の指導体制の充実のための方策について

その際、国、高等学校、教育委員会・学校法人等の高等学校の設置者、家庭、地元自治

体、産業界、生徒への各種支援機関など、それぞれの関係機関が実施すべきことを明確化するとともに、必要となるリソースの確保を含め、施策の実現に向けた見通しを立てることに留意しながら、検討を進めるべきである。

また、一つの学校の中だけで教育活動や期待される機能・役割の全てを果たそうとする閉ざされた考え方からの脱却を図るとともに、各高等学校において展開可能な教育活動には学校長の判断の下に多くの可能性があるとの認識を持ち、今後、高等学校教育を真に社会に開かれたものとしていくことが期待される。